

国際税務リスク対応とグループ管理

企業のグローバル化の進展によって海外取引の増加・進出国の拡大・グループ全体での拠点ごとの機能見直し等、事業活動においてさまざまな変化が発生している。それに伴い、海外取引・グループ会社間取引等に対して想定外の課税・二重課税を受けるリスク(以下、「国際税務リスク」という)も増加している。その一方で多くの企業においては、こうした事業変化への対応とグループベースでの国際税務リスク管理は必ずしも適切に行われていない。

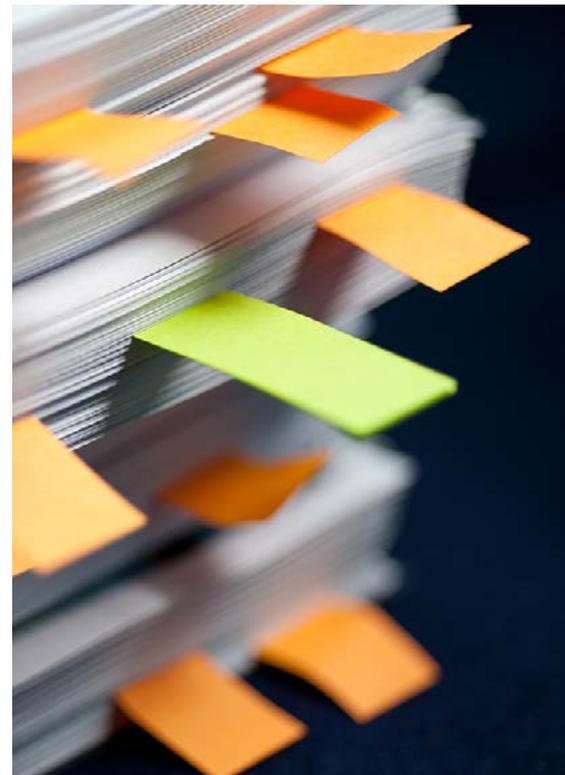
そこで本稿では、国際税務リスクに対するグループレベルでのリスク管理対応策の在り方を検討する。

1. 国際税務リスクへの対応が必要となる背景

かつては、主に欧米市場への製品輸出、コストダウンを追求した途上国への製造移管等が日本企業における海外進出の主な目的であった。しかしながら、中国をはじめとする新興国の経済成長や購買力の高まりは、海外進出の主たる目的を現地市場への販売へと変化させた。

この変化は下記のような事象をもたらし、新たな国際税務リスクを生じさせている。

- 進出国の広がりによるさまざまな国の税務当局の関与(特に新興国の税務当局における外資系企業に対する課税強化の方向性)
- 海外子会社との取引量の増加に伴う日本および現地税務当局の関心の高まり
- 海外子会社の権限や機能の変化、新たな取引スキームの発生等を機会とした、税務当局によるグループ会社間の費用収益の負担の妥当性への疑念



2. 国際税務リスク対応の現状と課題

では、どのような国際税務リスクが発生しているのか、具体的な事例とリスクを顕在化させる主な原因事象を紹介する。

【図表1】国際税務リスク事例と原因事象

課税のケース	具体例	原因事象
移転価格税制の適用	<ul style="list-style-type: none"> グループ会社間の取引に対して移転価格税制の適用を受ける。 <ul style="list-style-type: none"> 例 現業部門での責任者が決定されておらず、新たな取引スキーム開始や取引スキーム変更の際において、プライシングポリシー等の見直しが行われていなかった。 例 海外に移管した事業や買収で取得した事業等、日本と直接商流が発生しない事業において、日本へのロイヤリティに関する取り決めの必要性が認識されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 現業部門での国際税務リスク対応責任者が不在 グループ会社間取引におけるプライシングポリシーの不備 グループ会社間取引に関与するグループ各社の責任・機能等が不明確
寄付金認定による損益不算入	<ul style="list-style-type: none"> 本社と海外子会社との間の費用負担について、本社から海外子会社への寄付とみなされる。 <ul style="list-style-type: none"> 例 海外子会社での製品ライン立上時の不具合で、日本から開発者や製造技術者が出張対応を行い、当該対応に係る費用全額を本社負担とした。 例 海外子会社の販売支援のため、値引きや広告料の負担等を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 本社と海外子会社の費用負担に係る責任区分が不明確 子会社事業に係る利益計画、資金計画等の不十分さ
源泉税	<ul style="list-style-type: none"> 海外のITベンダーを活用したソフトウェア開発が、業務委託か人的役務提供かについて、税務当局と見解の違いが生じ、日本国内での源泉税の未納付を指摘される。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際税務リスクを伴う取引の把握不足／事前対策の不足
PE(恒久的施設)認定課税	<ul style="list-style-type: none"> 海外の駐在員事務所について、実質的に所在地国において売買等の営業活動を行ったものとしての課税を受ける。 <ul style="list-style-type: none"> 例 日本本社との連絡業務のみを行うはずである現地駐在員事務所が、連絡業務の枠を超え、商談についての意思決定・値決め等について重要な役割を担っているものとして、支店としての認定を受けた。 	<ul style="list-style-type: none"> 所在地国の活動について、課税を受けない活動範囲の理解が不十分
駐在員の個人所得課税	<ul style="list-style-type: none"> 駐在員の個人所得税申告について、申告漏れの指摘を受ける。 <ul style="list-style-type: none"> 例 現地で支払われる給料に基づいて申告していたが、税務調査により、日本において支払われる留守宅手当、社会保険料等の申告漏れを指摘された。 	<ul style="list-style-type: none"> 駐在員の個人所得税申告を管理する部署等が不明確 現地税務専門家への情報提供等の漏れ
183日ルールの不適用	<ul style="list-style-type: none"> 183日以内の海外出張等について、現地における個人所得課税が課税された。 <ul style="list-style-type: none"> 例 出張先にPE(恒久的施設)があり、現地PEが費用負担しているケースでは、183日ルールが適用されず、個人所得税課税を受ける場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 出張先における個人所得課税の取扱いが事業部に一任されており、事業部のリスク認識が不十分

個々の案件によって異なるが、課税額は数千万円～数億円程度の規模となる。ただし、移転価格税制は影響額が大きく、数百億円の課税がされるケースもある。

こうした国際税務リスクを顕在化させる原因事象の背景には、共通して下記のような課題が見られる。

- 国際税務リスク対応の重要性が経営層・現業部門に十分理解されておらず、取引開始前における国際税務リスクの検証やタックスプランニングが不十分。
- 国際税務リスクに対応する社内の責任者・担当者が明定されておらず、国際税務リスクへの組織的・計画的な対応が困難となっている。特に税務に対して専任で対応する人員が不足している。
- 本社とグループ会社とのコミュニケーションが不十分であり、また報告・相談・承認事項が不明確であり、国際税務リスクを伴う取引の情報や進出先各国の税制の動向を本社や関連部門が検知することができず、必要な取組みを十分に行うことができない。

3. 国際税務リスクへの対応策の検討

進出国の拡大は事業に関わる税制を多様化させ、海外子会社への権限委譲は現地単独での意思決定を促進させている。こうした事業のエリア・権限が分散する状況において、事前に国際税務リスクを検知し、必要な対策を講じるためには、以下のようなグループベースでのリスク管理体制の整備が必要となる。

①経営トップによる国際税務リスクの重要性の認識と社内への意識付け

- 経営トップ自ら国際税務リスクが経営に与える影響を理解すると共に、現業部門を含めた全社的な対応が必要である旨を継続的に周知し、国際税務リスクへの社内の意識向上を図ることが重要である。

②国際税務リスクの対応状況の評価

- 自社グループの事業内容や取引の特徴、展開先の地域等から、顕在化した場合のインパクトが大きい国際税務リスクを評価する。
- グループ会社や事業部門等における国際税務リスクの管理ルール of 整備状況や、税務業務へのリソース(能力・人数)の配置状況、税務専門家の活用状況等の確認を行い、対応が不十分なグループ会社等を明らかにする。その際には本社所管部門が意思決定に関与していない取引や金額が大きい取引に係る等、国際税務リスクが高いと考えられるグループ会社等を優先して調査することも効果的である。

なお、こうした作業には時として外部の税務専門家の活用により、最新の動向や知見を踏まえた効果的な取組みを行う事が考えられる。

③国際税務リスクの管理体制の構築

- 本社において、国際税務リスクを所管する役員を任命し、事業戦略の策定時等において、経営レベルでの国際税務リスクの検討を促進する。
- 国際税務リスクの高い事項については、本社所管部門の事前相談・承認を必須とする管理方針を定める(会社の設立／撤退、新取引スキームの開始／変更、子会社への多額の送金等)。
- 本社所管部門のリソース増強、税務専門家の積極活用等を行い、後述のグループ会社における国際税務リスクの管理体制整備の支援・推進を図る。
- 国際税務リスクがある海外グループ会社等に国際税務リスクの責任者・担当者を配置し、所属組織の国際税務リスク管理体制の構築推進・体制運営の役割責任を与える(現地現業部門の管理・モニタリング、現地税務当局との対応、本社所管部門の連絡窓口等)。そのための海外グループ子会社における税務スタッフの育成やノウハウの蓄積を行う。

④国際税務リスクに関する情報収集と共有

- グループ会社や事業部門から本社所管部門に対して、例えば、所属組織における国際税務リスクの管理状況や現地税務当局の動向、税制の改正状況といった国際税務リスクに係る報告を義務付け、情報収集を行う。
- 本社所管部門では収集した情報を蓄積してノウハウを高めるほか、共有すべき情報があれば各グループ会社に提供し、グループ全体の国際税務への対応力を高める。

⑤国際税務リスクへの対応状況のモニタリング

- 本社所管部門や内部監査部門によって、グループ会社や事業部門等における、国際税務リスクに係るグループ管理方針の遵守状況や現地での対応状況を定期的にモニタリングする。不備があれば現地のみならず本社所管部門を含めた管理体制等を見直すことで、継続的な改善を図る。

4. おわりに

移転価格税制に代表されるように、国際税務リスクは顕在化した際の金額的な影響も大きい。また、そのテーマの特殊性／専門性の高さや、事業のバリューチェーン全体を巻き込んだ複雑さから、グループ会社個社それぞれによる対応は困難である。

そのため本稿で解説したように、経営トップの認識と理解を踏まえて、グループ会社の観点からのノウハウの集積や、グループ全体での方針の策定と展開等が不可欠となる。国際税務リスクの対応の中には、昨今の日本企業が直面するグループ管理に係る多くの課題が包含されているのである。

KPMGコンサルティング株式会社
マネジャー 立原 将喜

KPMG税理士法人
シニアマネジャー 溝口 晋

KPMGコンサルティング株式会社

東京本社
〒100-0004
東京都千代田区大手町1丁目9番5号
大手町フィナンシャルシティ ノースタワー
TEL : 03-3548-5305
FAX : 03-3548-5306

名古屋事務所
〒451-6031
名古屋市西区牛島町6番1号 名古屋ルーセントタワー
TEL : 052-571-5485

kpmg.com/jp/kc

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2014 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.